

あなたのやる気、後押しします！ 神戸町まちづくり活動助成金

☎ まちづくり戦略課 ☎27-0172

「神戸町をもっといいまちにしたい!」、「神戸町のために、こういうことがしたい!」
神戸町の未来のためにやってみたい、あなたの活動を応援します。

社会の変化に伴って、地域の課題は多様化・複雑化してきており、
行政の力だけではなく住民のみなさんの多彩で柔軟な発想と機動的な力が必要です。
そのため、住民のみなさんによる自主的で公益性のある活動に対して、
「まちづくり活動助成金」を交付します。

※申請の方法、必要書類はHPをご覧ください。
※申請書類や補助金の内容等、お気軽にお尋ねください。



対象団体

- ・町内に主たる活動場所があること
- ・5人以上の構成員で組織されていること(代表者及び構成員の過半数が町内に住所を有し、かつ居住するもの)
- ・活動のすべてが、特定の個人または団体の利益を目的としない団体であること
- ・組織の運営に関する規則等を定めていること
- ・町からの補助金等を受けていない団体であること(過去及び間接的な補助も含む) など

申請期間

6月1日(木)～6月30日(金)

対象事業

自ら進んで取り組む活動で、地域の活性化を図る、
「まちづくり」に関する全ての事業

※すでに地域に定着した活動(例:過去に3回以上開催している)や、
運動会、地区のお祭り、イベントは対象となりません。

助成金の額

【スタートアップ支援部門】

- ・小さな予算規模で、新たに始める団体の活動を支援(助成回数は1回のみ)
- ・助成率10分の8以内(上限は20万円。千円未満切り捨て)

【ステップアップ支援部門】

- ・これまでに1回以上実施したことがある事業
- ・助成率10分の8以内(上限は10万円。千円未満切り捨て)

審査方法

- ・提出された書類は、審査委員会で審査をします。申請者には、審査委員会に出席し、申請した事業の目的と内容等を資料に基づいて説明(プレゼンテーション)していただきます。
- ・審査会終了後、事業の採択・不採択及び補助金額の決定を行います。

活動報告

- ・年度末に活動発表会を行い、事業報告をしていただく予定です。